

令和6年度加古川市事業所におけるハラスメント対策の取組みに対する費用補助事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和6年度加古川市事業所におけるハラスメント対策の取組みに対する費用補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第4条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	訪問看護及び訪問介護事業所等において、2人訪問ができる体制確保が困難な場合、1人訪問時の安全対策に必要な経費の一部として、警備会社委託の初期費用等の一部補助を行うことにより、訪問看護師、訪問介護員の安全を確保する。
補助金の範囲	対象となる者	2人訪問体制ができる体制にない加古川市内の訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の事業者
	対象となる経費	・警備保障会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費 ・位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザーや防犯ボタン付き携帯電話の購入費 ※防犯機器の導入に係る初度整備費用以外の、防犯機器の運用に係るランニングコスト等に係る経費、消費税は補助対象外とする ※令和6年4月1日～令和7年3月31日までに契約・購入・納品・支払いが完了した機器の経費を対象とする
補助金の補助率又は額	補助率	2／3
	補助金の額	補助基準額に2／3を乗じた額と、補助対象経費に2／3を乗じた額を比較して、少ない方の額を交付額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 [補助基準額] 1人訪問時の安全対策機器購入費等 1事業所あたり 21,500円 ※申請については年度内で、各事業所1回限りとする

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

（代表者氏名 ）

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1	円		
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 申 告 に よ り 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）		